

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-4566-2511

附属機関又は 会議体の名称		平成 27 年度 政策経営会議（第 15 回）
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成 27 年 12 月 24 日（木） 午後 2 時 10 分～3 時 05 分
開催場所		庁議室
議題		1. 豊島区立産業労働プラザ条例（仮称）の制定等について 2. 「にしすがも創造舎」の移転先の変更について 3. 公益財団法人としま未来文化財団の移転先について
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について審議等を行うため。
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	区長・副区長(2)・教育長・政策経営部長・総務部長・施設管理部長・企画課長・財政課長・行政経営課長、区長室長
	説明者	文化商工部長、生活産業課長、文化デザイン課長、文化商工部副参事、施設計画課長、施設整備課長、区民部長、区民活動推進課長、東部区民事務所長心得
	事務局	企画課企画担当係長

審議経過

案件 1：豊島区立産業労働プラザ条例（仮称）の制定等について

（1）案件の説明

前回の政策経営会議(12月8日)からの継続案件である。勤労福祉会館大規模改修にあたり、勤労福祉会館条例を廃止し、新たに豊島区立産業労働プラザ条例（仮称）を制定いたしたい。平成 29 年 4 月にリニューアルオープンする。区民優先利用の規定を設けており、使用料は区民センター等の料金を勘案して均衡を図り、利用率向上や収入確保につながる活用策も取り入れていく。名称案は、豊島を平仮名とし、「としま産業労働プラザ」として再提出させていただく。愛称については来年度に公募を行い、看板などは愛称で統一していきたい。

（2）主な意見と質疑

区 長：施設名には勤労、労働、産業といった言葉を付けなければならないのか。

説明者：財調算定上、労働という言葉が入っている方がよいと理解していた。

委 員：今の勤労福祉会館と同等の機能であれば、財調算定から外れることはない旨を確認している。

区 長：新しい施設は、産業、商工が特色である。豊島区が向かう方向性としてはこれらを用いた名称の方が合っているように思う。

委 員：施設条例の目的に勤労者の福祉等が規定されていれば、名称に勤労や労働という言葉が入ってなくても、財調算定上は差し支えないと思われる。

副区長：名称を一新するタイミングではある。

副区長：財調算定上の問題がなければ、それに囚われずに決めてもよい。

教育長：産業、商工という意味合いは働いている方も一体と考えられる。一般にも親しみやすい名称の方が良いと思う。

委 員：勤労福祉会館と同様の都内施設には中小企業センターといった名称もある。

委 員：企業、産業の振興が基本となるものであり、それを中心にした名称で良いと考える。

副区長：産業と商工では、産業の方がアート・カルチャー的な感じとなる。

区 長：「区立」としなければならないのか。

説明者：様々である。自治体名は入れ、豊島は平仮名で「としま」としたい。

説明者：施設内には、区民活動センターと男女平等推進センターが入る。建物の名称も「センター」にすると分かりにくいのではないかと。

説明者：生活産業プラザとは 1 年ほど重なる時期があるが、「プラザ」とすればその名称を引き継ぐ形にもなる。

区 長：名称は、「としま産業振興プラザ」としたい。

説明者：もう一点。新しい施設の 4 階に、起業・創業をするために活動する人を支援する「インキュベーションオフィス」を設置したい。利用サービスとしては、フリーアドレスのデスク、ワークスペース、複合機、打合せ商談スペース等を用意し、登録制、原則 2、3 年程度の利用を想定している。区民活動センターとの併設によるメリットも期待できる。

区 長：ビジネスサポートセンターとの関係はどうか。

説明者：としまビジネスサポートセンターの起業支援を受ける方を登録の要件にしたい。

区 長：区民活動センターとの関係は問題ないのか。

説明者：これを機会に、多様なあらゆる主体の連携、協働を更に推進していきたい。

区 長：今回の勤労福祉会館の改築は、豊島区のイメージを変える一つの目玉にしたい。特色あるものを配置することでより充実し、西口の大きな拠点にもなる。今までの既成概念を変えて、アート・カルチャーなど目指す方向性にマッチした形で進めてもらいたい。

(3) 結論

施設名称案は「としま産業振興プラザ」とし、条例案を第一回定例会に提案する。

案件 2：「にしすがも創造舎」の移転先の変更について

(1) 案件の説明

旧朝日中学校の巣鴨北中学校仮校舎使用に伴う「にしすがも創造舎」の一時移転先として雑司が谷地域文化創造館第 1 練習室を使用する予定であったが、フェスティバル/トーキョーの繁忙期のスタッフ増員に伴う使用スペースの増加にも対応するため、一時移転先を東部区民事務所集会室 2、3 及び卓球室に変更したい。

(2) 主な意見と質疑

区 長：卓球室の利用状況との関係ではどうか。

説明者：1 年程度の暫定的対応であり、ご理解をいただければと考えている。巣鴨体育館や総合体育場なども案内したい。

区 長：利用している方々には丁寧に説明をするように。

にしすがも創造舎側がよければ結構である。

(3) 結論

「にしすがも創造舎」の一時移転先を東部区民事務所集会室 2、3 及び卓球室に変更する。

案件 3：公益財団法人としま未来文化財団の移転先について

(1) 案件の説明

としま未来財団の本部が置かれている区民センターが、平成 28 年 9 月末をもって閉館、建替えとなるにあたり、財団本部の移転先を南池袋 2-34-5 の民間ビル（藤和第 2 ビル）とすることに了承したい。

(2) 主な意見と質疑

副区長：契約当事者は財団という理解でよいか。

説明者：賃料は区が補助をし、敷金等は財団となる。

副区長：よろしいか。

区 長：承知した。

(3) 結論

公益財団法人としま未来文化財団本部の移転先を、藤和第 2 ビル（南池袋 2-34-5）に了承する。

会議の結果	<p>1. 豊島区立産業労働プラザ条例（仮称）の制定等について ⇒修正決定</p> <p>2. 「にしすがも創造舎」の移転先の変更について ⇒決定</p> <p>3. 公益財団法人としま未来文化財団の移転先について ⇒了承</p>
-------	---

提出された資料等	<p>1. 勤労福祉会館等の施設名と愛称の状況 起業支援策「インキュベーションオフィスの設置」について 豊島区立産業労働プラザ条例（仮称）の制定等について</p> <p>2. 「にしすがも創造舎」の移転先の変更について</p> <p>3. 公益財団法人としま未来文化財団の移転先について</p>
----------	---